

平成23年

夏の交通安全県民運動

7月15日(金)～7月24日(日)



飲酒運転をやめようポスター 最優秀作品 長浜市立神照小学校2年 吉井千晶さん

運動の重点

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 自転車の安全利用の促進

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通政策課

検索

滋賀県交通政策課交通安全対策室 TEL.077(528)3682

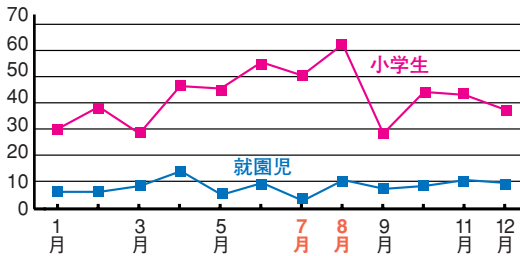
この印刷物は再生紙を利用しています

子どもと高齢者の交通事故防止

子どもの交通事故防止

夏休みの7月・8月は、子どもの交通事故が最も多くなります。子どもに正しい交通ルールを教えるとともに、ドライバーは、子どもの突如の行動にも配慮した、思いやり運転に心がけてください。

就園児と小学生の傷者数 (平成22年)

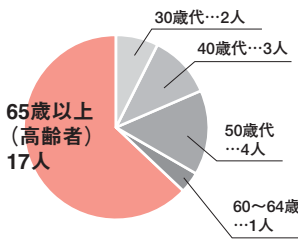


高齢者の交通事故防止

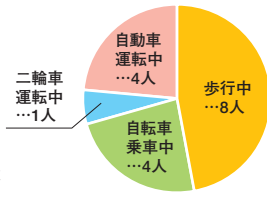
死亡事故死者のうち、65歳以上の高齢者が半数以上を占め、その多くが歩行者や自転車などの交通弱者です。

夜間、外出するときは明るい色の服装や反射材の着用しましょう。

交通事故死者数 (年齢層別)



高齢者の交通死亡事故 (状態別)



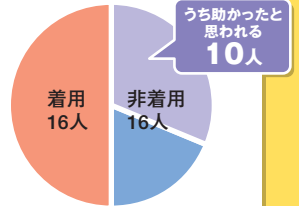
※共にH23.4未調べ

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 全国のシートベルト着用率調査において、運転席、助手席のシートベルト着用率は全国ワースト1でした。(平成22年)
- 自動車乗車中の交通事故死者は32人で、シートベルト非着用は半数の16人でした。そのうち、シートベルトを着用していれば助かったと思われる方は10人であり、いかにシートベルトが大切かが分かります。(平成22年)



自動車乗車中死者のシートベルト着用状況



県内着用率	95.0%
全国順位	47位
全国平均	97.3%

※平成22年10月 警察庁・JAFによる調査

飲酒運転の根絶



運転者に対する処罰

	点数	罰則
酒酔い運転	35	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
	0.15以上 0.25未満	

周囲の責任についての処罰

【車両提供者は運転者と同じ処罰】

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金

【酒類の提供・車両の同乗者】

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役 又は30万円以下の罰金

自転車の安全運転の促進

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

※おもて面のイラストは、平成22年度子ども県議会における提案をうけ、滋賀県警察本部が「飲酒運転をやめようポスター」を募集したものです。

滋賀県交通安全スローガン

ちょっと待て 横だん歩道を わたろうよ

※このチラシは41,000部作成し、街頭啓発などで県民の皆さんに配布しています。経費(印刷・職員の人件費)は、1枚あたり13円です。

